**建設工事における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の**

**改正について**

令和４年９月６日

　　　　神栖市契約管財課

神栖市の競争入札に係る建設工事では，低入札価格調査制度及び最低制限価格制度により，ダンピング受注による工事品質の低下，下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図っております。このたび，「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（「中央公契連モデル」という。）が改正されたことを受け，以下のとおり，低入札調査基準価格及び最低制限価格積算基準額の設定方法を改正します。

**１　低入札調査基準価格及び最低制限価格積算基準額の設定方法【改正】**

低入札調査基準価格及び最低制限価格積算基準額の設定方法について，一般管理費等（契約保証費含む）に対する乗数を**５５％**から**６８％**に改正します。

**【現行】**

○設定範囲

予定価格の７５％～９２％

○計算式（※土木工事の場合）

①直接工事費の９７％

②共通仮設費の９０％

③現場管理費の９０％

④一般管理費等（契約保証費含む）

の**５５％**　　　　　　　　　の合計

**【改正後】**

○設定範囲

予定価格の７５％～９２％

○計算式（※土木工事の場合）

①直接工事費の９７％

②共通仮設費の９０％

③現場管理費の９０％

④一般管理費等（契約保証費含む）

の**６８％**　　　　　　　　　の合計

※低入札調査基準価格及び最低制限価格積算基準額の設定範囲は，予定価格の７５％～９２％とし，計算式により算出した額が，この範囲を上回った（下回った）場合には上限（下限）で設定します。最低制限価格は，最低制限価格積算基準額にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.9950～1.0050）を乗じて算出（１万円未満切り捨て）します。最低制限価格の設定範囲も予定価格の７５％～９２％です。

※建築工事（電気設備工事，機械設備工事，外構工事を含む）や，昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事では，①と③の計算式が異なりますが④以外は現行のとおりです。建築工事等においても④のみが改正となります。

**２　適用時期**

令和４年１０月１日以降に入札公告または指名通知を行う競争入札から適用します。

**～～　以下，現行のとおり　～～**

**３　低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象【現行のとおり】**

建設工事において，低入札価格調査制度の対象は，設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が１億円以上の競争入札及び総合評価落札方式を適用する工事とし，最低制限価格制度の対象は，設計金額が１３０万円を超え１億円未満の競争入札です。

**【現行のとおり】**

○低入札価格調査制度

設計金額が１億円以上及び総合評価落札方式を適用する工事

○最低制限価格制度

設計金額が１３０万円を超え１億円未満

※総合評価落札方式を適用する工事は，設計金額が１億円未満の場合でも低入札価格調査制度。

**４　低入札価格調査制度における数値的判断基準（失格基準）【現行のとおり】**

入札者の積算に係る金額が，市の設計金額に基づいて算出した数値に満たないときは，その後の調査を行うことなく失格となります。その数値的判断基準（失格基準）の計算式は次のとおりです。

**【現行のとおり】**

下記のいずれかに該当する場合は失格。

・直接工事費が９０％未満（機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事は７５％未満）

・共通仮設費が８０％未満

・現場管理費が８０％未満

・一般管理費等（契約保証費含む）が３０％未満

**５　建設コンサルタント業務における最低制限価格【現行のとおり】**

建設コンサルタント業務（測量業務・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務）において，最低制限価格制度の対象は，設計金額が５０万円を超える競争入札です。

建設コンサルタント業務における最低制限価格や最低制限価格積算基準額の設定方法は，現行のとおりで改正はありません。

入札・契約・プロポーザル＞入札・契約制度など＞建設コンサルタント業務の最低制限価格制度を参照のこと。